

(重点監査事項)
(歳出)
(2) 都営駐車場の中期規模修繕について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行うべきもの
道路管理部は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）を指定管理者として、都営駐車場の管理を委託（指定管理期間：平成23. 4. 1～平成28. 3. 31）しており、表1のとおり、基本協定及び年度協定をそれぞれ締結している。

協定に定める委託業務のうち、修繕業務については、各基本協定第16条において、表2のとおり、修繕区分ごとの施工者や経費負担などを定めており、同第17条第5項では、中期規模修繕について、公社に対し、工事の設計、積算、施工管理を適正に行うよう定めている。

ところで、公社から提出された事業報告書を見たところ、部は、中期規模修繕について、契約などの手続が適正に行われているかを確認するのみで、設計内容等については確認しておらず、以下のとおり、適切でない点が認められた。

ア 平成26年度に実施された駐車場内の照明や案内看板を更新する中期規模修繕について、修繕された施設及び設備は部に帰属することから、設計段階で案内看板のデザインや表現が適切であるか確認する必要があるが、部は、これを確認しないまま修繕を施工させている。

イ 公社が実施した中期規模修繕によって物品を取得した場合、取得金額が10万円以上であれば部の備品として登録する必要があるが、部は設計内容等の確認をしていないため、監査日（平成27. 3. 10）現在、平成23年度から平成25年度の3年間に実施した合計38件の中期規模修繕において、物品の取得があったか否かが不明となっている。

部は、都営駐車場の中期規模修繕について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行われない。
(道路管理部)

(表1) 協定の締結状況

対象となる駐車場	協定名
八重洲 日本橋、東銀	東京都八重洲駐停車場外4駐停車場の管理に関する基本協定
座、芝町、新京橋	平成26年度における東京都八重洲駐停車場外4駐停車場の管理に関する協定
板橋四ツ又	東京都板橋四ツ又駐停車場の管理に関する基本協定
	平成26年度における東京都板橋四ツ又駐停車場の管理に関する協定

(表2) 修繕区分ごとに定められた施工者等

修繕区分	施工者	経費の負担	修繕された施設・設備の帰属
日常的な維持修繕 (消耗品の取り換え等1件当たり30万円未満程度)	公社	公社	部
中期規模修繕 (駐車場施設の経常的な維持管理に必要な各種設備に係る修繕工事、床面等に係る修繕工事等1件当たり30万円以上程度)	公社	公社	部
駐車場営業に伴う修繕 (駐車場営業に係る管理機器の改修やサイン表示の工事等)	公社	公社	部と公社で個別に協議のうえ決定する
大規模修繕 (雨漏り補修工事、躯体維持に係る工事等、施設の根幹に係る修繕)	部	部	部

(歳入)

(3) 道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行うべきもの
水道、ガス等の道路占用工事に伴い道路を掘さくし、しゅん功後に道路を復旧する場合は、東京都道路占用規則（昭和52年東京都規則第132号）等に基づき、占用者は復旧工事監督事務費（以下「監督事務費」という。）を部に支払うこととなっている。

その事務処理については、①占用者は工事しゅん功後、建設事務所にしゅん功届を提出し、②建設事務所はしゅん功立会を実施した後、直ちに監督事務費の歳入調定を行い、占用者に納入通知書を送付することとなっている。

ところで、監督事務費に係る事務について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が見受けられた。

ア 西多摩建設事務所及び南多摩東部建設事務所は、表3のとおり、しゅん功から長期間経過しているにもかかわらず、監査日（平成27. 2. 20及び平成27. 3. 2）現在、占用者からしゅん功届を徴していない。

イ 西多摩建設事務所は、表4のとおり、しゅん功届を受領しているにもかかわらず、監査日現在、歳入調定を行っていない。

ウ 西多摩建設事務所及び南多摩東部建設事務所は、表5のとおり、しゅん功届の受領後直ちに歳入調定を行っていない。

道路占用工事については、所において、道路占用に係る申請の都度、道路占用許可原簿に、申請内容及び工事完了予定日のほか、監督事務費の歳入調定決定日を記入し、所管課長がその確認の都度、当該原簿に押印することで、案件ごとの進捗を管理する仕組みとなっている。

しかしながら、西多摩建設事務所では、年度内に申請された全ての案件の確認を年度末に一括して行っていること、また南多摩東部建設事務所では、平成22年度から押印がなく確認がなされていないなど、両所とも案件ごとの適時な進捗の管理を行っていないことから、このような事

態が生じてしまったものである。
 両所は、道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行われない。

(西多摩建設事務所)
 (南多摩東部建設事務所)

(表3) しゅん功届の未提出状況

事務所	占用者	監査日現在、未提出件数	
		平成25年度許可 で しゅん功済の工事	平成24年度許可 で しゅん功済の工事
西多摩建設事務所	青梅市	1	1
	福生市	1	—
	あきる野市	—	1
	奥多摩町	6	3
南多摩東部建設事務所	都水道局	5	2
	町田市	2	—
	A	2	1
合計	18	8	
		10	1

(単位：件)

(表4) しゅん功届の受領状況等

項番	復旧箇所	しゅん功届受領日	占用者	金額(円)
1	檜原村藤倉地内	平成26.6.20	檜原村	983,670
2	羽村市神明台2-2-1	平成26.8.21	羽村市	2,406
	合計			986,076

(表5) 監督事務費の職人調定状況等

項番	復旧箇所	しゅん功届 受領日	職人調定日	占用者	金額(円)
1	檜原村三都郷地内	平成25.2.28	平成26.5.9	檜原村	1,404,120
2	あきる野市伊奈1555-2	平成25.6.19	平成26.4.24	都水道局	2,340
3	あきる野市伊奈991	平成25.9.13	平成26.4.24	都水道局	4,490
4	あきる野市山田932	平成25.8.9	平成26.4.24	都水道局	910
5	あきる野市小川134	平成25.7.30	平成26.4.24	都水道局	12,500
6	あきる野市伊奈933	平成25.10.24	平成26.4.24	都水道局	19,882
7	日の出町大字平井字694-16	平成25.8.19	平成26.4.24	都水道局	2,688
8	奥多摩町滝沢63	平成25.9.26	平成26.4.24	都水道局	2,390
9	日の出町大字大久野981	平成25.10.11	平成26.4.24	都水道局	4,830
10	あきる野市瀬河岡177	平成25.10.21	平成26.4.24	都水道局	910
11	あきる野市二宮1456	平成25.11.14	平成26.4.24	都水道局	6,314
12	奥多摩町米川17	平成25.10.28	平成26.4.24	都水道局	9,820
13	あきる野市秋留2-2	平成25.12.13	平成26.4.24	都水道局	1,170
14	あきる野市小川825	平成25.12.13	平成26.4.24	都水道局	2,160
15	あきる野市野辺623-1	平成25.12.13	平成26.4.24	都水道局	2,160
16	奥多摩町丹三郎246	平成26.1.9	平成26.4.24	都水道局	38,890
17	あきる野市伊奈1555-2	平成25.7.17	平成26.4.24	あきる野市	2,688
18	あきる野市山田931	平成25.8.9	平成26.4.24	あきる野市	39,982
19	日の出町大字平井694-16	平成25.8.20	平成26.4.24	日の出町	4,848
20	あきる野市瀬河岡177	平成25.10.11	平成26.4.24	あきる野市	2,230
21	あきる野市二宮1456-7	平成25.11.14	平成26.4.24	あきる野市	18,810
22	あきる野市秋留2-2-9	平成25.12.6	平成26.4.24	あきる野市	1,170
23	あきる野市小川825	平成25.12.6	平成26.4.24	あきる野市	2,160
24	あきる野市野辺623-1	平成25.12.13	平成26.4.24	あきる野市	2,160
25	あきる野市伊奈1555-2	平成25.12.6	平成26.4.24	あきる野市	2,050
26	奥多摩町米川134	平成25.11.14	平成26.4.24	奥多摩町	42,220
27	日の出町大字大久野3331-1	平成25.12.26	平成26.4.24	日の出町	6,630
28	日の出町平井2571	平成25.8.14	平成26.4.24	B	1,170
29	奥多摩町川井329	平成25.10.18	平成26.4.24	B	4,090
30	あきる野市戸倉1358	平成25.7.18	平成26.4.24	B	660
31	あきる野市菅生1294	平成25.8.1	平成26.4.24	B	910
32	檜原村入里	平成26.7.9	平成26.12.18	A	1,640
33	奥多摩町米川1424	平成26.3.4	平成26.12.18	A	50,130
34	町田市小山ヶ丘3-1	平成25.11.7	平成26.5.30	都水道局	81,260
	合計				1,780,382

(注) 項番1から33までが西多摩建設事務所の案件、項番34が南多摩東部建設事務所の案件。

(歳出)

(4) 単価契約による道路維持補修工事等について

道路管理課は、道路、橋りょう及び施設の維持に関する単価契約工事・委託（以下「単価契約工事」という。）について、その運用方針等を「道路維持関係（単価契約）実施要領」（平成20年4月改訂、以下「要領」という。）により定め、各建設事務所はこれに基づき、単価契約を締結し、道路等の維持管理を実施している。

要領によれば、当該単価契約工事は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、早急に維持補修する必要が生じた時に、所が受託者に対して指示書によって施工を指示する契約である。

そこで、各所の単価契約工事について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

ア 指示変更及び完了検査を適正に行うべきもの

南多摩東部建設事務所は、所管する道路事業予定地の適切な維持管理を目的として、「事業地管理工事（その1）単価契約」（受託者：C、発注限度額：3,800万円、契約期間：平成26.4.1～平成26.10.31）を締結している。

工事の締結は、指示書による施工指示、また工事完了後に受託者から提出される完了届、工事検査調書、工事記録写真等による確認・完了検査となっているが、これらの関係書類について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。

(ア) 表6の指示番号18は所の都合により工事内容を変更、また指示番号29は隣接地権者からの要請で作業を一時中止したものであるが、いずれも変更内容に即した指示期限の延長手続を行うべきところ、これを行っていない。

(イ) 表7のとおり、指示番号1から19までの完了検査を実際には平成26年8月27日に、また指示番号20から36までを平成26年11月20日に、それぞれ一括して行っており、書類上の検査日と実際の検査日が異なっている。すなわち、指示変更及び完了検査を適正に行われたくない。

(南多摩東部建設事務所)

(表6) 指示期限を超えて施工している案件

(単位：円)

指示番号	指示金額	指示日	指示期限	施工日
18	211,750	平成26.6.3	平成26.6.24	平成26.7.23
29	553,520	平成26.8.15	平成26.9.18	平成26.9.19

(注) 施工日：工事記録写真及び交通誘導員の日報による施工日

(表7) 書類上の検査日と実際の検査日の一覧

(単位：円)

指示番号	指示金額	書類（完了届及び工事検査調書）上の検査日	実際の検査日	指示番号	指示金額	書類（完了届及び工事検査調書）上の検査日	実際の検査日
1	2,994,462	平成26.5.13		20	597,706	平成26.7.2	
2	2,680,333	平成26.5.13		21	3,683,065	平成26.7.8	
3	113,912	平成26.5.13		22	96,980	平成26.7.2	
4	1,556,419	平成26.5.13		23	82,161	平成26.7.8	
5	2,841,900	平成26.5.13		24	147,025	平成26.8.8	
6	2,884,074	平成26.5.13		25	32,800	平成26.8.8	
7	331,200	平成26.5.29		26	219,873	平成26.10.8	
8	184,607	平成26.7.2		27	60,270	平成26.8.19	
9	2,279,379	平成26.6.2	平成26.8.27	28	1,848,317	平成26.9.24	平成26.11.20
10	3,295,865	平成26.6.2		29	553,520	平成26.9.24	
11	147,123	平成26.5.13		30	343,174	平成26.10.2	
12	2,126,473	平成26.5.29		31	562,457	平成26.10.2	
13	740,778	平成26.5.29		32	193,731	平成26.10.2	
14	81,250	平成26.6.16		33	37,982	平成26.9.24	
15	277,350	平成26.7.2		34	119,680	平成26.10.2	
16	2,281,395	平成26.7.23		35	65,775	平成26.10.2	
17	139,710	平成26.7.2		36	92,850	平成26.10.15	
18	211,750	平成26.7.2					
19	15,475	平成26.6.16					

イ 指示及び完了検査を適正に行うべきもの

北多摩北部建設事務所は、街灯の保守、道路、河川の事業予定地及び事業残地等の管理に係る補修、草刈等を目的として、表8のとおり、単価契約を締結している。

この特記仕様書において、受託者は、1件ごとに指示された工事が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けることとされている。

(ア) 工事記録写真により施工を確認したところ、表9のとおり、指示前の施工又は履行遅延となっていた。

(イ) 本委託により発生する一般廃棄物(草)の処分については、「一般廃棄物(草)処分記録の報告書」(以下「報告書」という。)を求めているが、表10のとおり、①持込日(処分日)が指示期限後のもの、②報告書の提出が検査日以後又は契約期間終了後のものがあり、適切な処分及び期限内の履行完了について、確認していない。

(北多摩北部建設事務所)

(表8) 契約の状況

件名	契約期間	発注限度額	契約の相手方
街灯保守委託(単価契約)その1	平成26.4.1~ 平成26.10.31	9,000,000	D
街灯保守委託(単価契約)その4	平成26.4.1~ 平成26.10.31	9,500,000	E
事業用地管理工事(単価契約)その1	平成26.4.1~ 平成26.9.30	34,000,000	F
事業用地管理工事(単価契約)その2	平成26.4.1~ 平成26.9.30	35,000,000	G
事業用地管理工事(単価契約)その3	平成26.10.1~ 平成27.3.31	32,000,000	F

(単位:円)

(表9) 指示前施工又は履行遅延の事例

契約件名	指示番号	指示金額	指示日	指示期限	施工日	備考
街灯保守委託(単価契約)その1	26	176,460	平成26.8.1	平成26.8.4	平成26.7.31	指示前施工
	27	123,020	平成26.8.5	平成26.8.7	平成26.8.20	履行遅延
	7	138,690	平成26.5.9	平成26.5.15	平成26.5.23	履行遅延
街灯保守委託(単価契約)その4	12	337,987	平成26.6.9	平成26.6.13	平成26.6.17	履行遅延
	26	235,320	平成26.9.9	平成26.9.16	平成26.9.4	指示前施工
	32	622,260	平成26.10.7	平成26.10.16	平成26.10.3	指示前施工
事業用地管理工事(単価契約)その2	1	802,872	平成26.4.3	平成26.4.10	平成26.4.28	履行遅延

(単位:円)

(注) 施工日: 工事記録写真による施工日

(表10) 一般廃棄物(草)の処分が指示期限後となっている事例

契約件名	指示番号	指示金額	指示期限	処分日	検査日	報告書提出日
事業用地管理工事(単価契約)その1	18	454,300	平成26.6.16	平成26.6.26	平成26.7.4	
	22	146,460	平成26.6.18	平成26.6.26	平成26.7.4	
	34	358,020	平成26.8.11	平成26.9.24	平成26.8.26	
事業用地管理工事(単価契約)その1	35	50,446	平成26.8.5	平成26.9.24	平成26.8.20	
	38	126,120	平成26.8.9	平成26.9.24	平成26.8.26	平成26.10.10
	39	73,866	平成26.8.20	平成26.9.24	平成26.9.10	
事業用地管理工事(単価契約)その3	40	44,738	平成26.8.21	平成26.9.24	平成26.9.10	
	41	63,060	平成26.8.25	平成26.9.24	平成26.9.10	
	42	63,060	平成26.8.25	平成26.9.24	平成26.9.10	
事業用地管理工事(単価契約)その3	4	90,598	平成26.10.15	平成26.10.25	平成26.10.21	
	6	628,795	平成26.10.20	平成26.10.25	平成26.10.27	
	7	321,840	平成26.10.20	平成26.10.25	平成26.10.27	平成27.3.3

(注) 処分日: 「廃棄物(枝葉等)受入証明願・証明書」の持込日

り 交通誘導員に係る積算を適正に行うべきもの

第四建設事務所は、事業予定地及び事業中の道路のうち、交通開放済の部分についての管理及び維持補修を目的として、表11のとおり、単価契約を締結している。

ところで、これらの契約に関する積算について見たところ、表12のとおり、交通誘導員単価が過大となっていることが認められた。

これは、所が、積算に当たって単価の内容から共通仮設費を除外すべきところ、積算システムの操作を誤り計上してしまったことによるものである。

この結果、表13のとおり、117万9,347円(監査事務局試算)が過大支出となっている。

所は、交通誘導員に係る積算を適正に行われたい。

(第四建設事務所)

(表11) 契約の状況

件名	契約期間	発注限度額	契約の相手方
事業地管理工事(その1)(単価契約)	平成26.4.1~	40,500,000	H
事業地管理工事(その2)(単価契約)	平成27.3.31	46,000,000	I

(単位:円)

(表12) 過大積算の内訳

契約件名	工種	既積算単価(円)A	積算単価(円)B	差引(過大額)A-B
事業地管理工事(その1)(単価契約)	交通誘導員A	26,335	21,075	5,260
	交通誘導員B	23,149	18,526	4,623
事業地管理工事(その2)(単価契約)	交通誘導員A	26,335	21,075	5,260
	交通誘導員B	23,149	18,526	4,623

(単位:円)

(表13) 過大支出額の試算

契約件名	工種	既契約単価		契約単価		差引	使用実額	過大支出額
		A	(円)E	B	(円)F			
事業地管理工事(その1)(単価契約)	交通誘導員A	26,038	20,837	5,201	41	213,241		
	交通誘導員B	22,899	18,325	4,574	116	530,584		
事業地管理工事(その2)(単価契約)	交通誘導員A	23,367	18,699	4,668	28	130,704		
	交通誘導員B	20,540	16,437	4,103	53	217,459		
小計						1,091,988		
消費税						87,359		
合計						1,179,347		

(単位:円、地点)

(注1) 使用実額は監査日(平成27.2.20)現在までの指示・施工件数である。

(注2) 契約単価(円)は、積算単価(円)に落札比率を乗じて算出した。

エ 緊急施工により実施すべきもの

道路管理側は、単価契約について、要領のほか、「道路維持関係(単価契約) 運用の手引」(平成22年4月、以下「手引」という。)を定めている。手引では、総価契約では対応が困難な即時性かつ1契約当たりの金額が400万円未満の小規模性(点在性)のある工事・委託のみを対象とし、それ以外は原則として総価契約又は緊急施工で実施することとしている。

ところで、南多摩西部建設事務所が締結している単価契約(契約件名:事業地管理工事(その2) 単価契約、契約期間:平成26.4.1~平成26.10.31、発注限度額:2,000万円)について見たところ、所は、事業中である都道169号線(八王子市宮下町地内)の法面2か所が大雨によって崩壊したため、表14のとおり、同日中に復旧の応急復旧作業を指示していることが認められた。

しかしながら、指示の対象箇所は、2か所であるが近接していること、また土砂等の撤去と土の設置は一連の作業であることから、4件の指示工事は1件の指示とすべきものである。1件の指示とした場合の金額は1,061万円(監査事務局試算)となり、手引で定められた小規模性の金額である400万円を超えることから、単価契約で実施することは適正でなく、緊急施工で実施すべきものである。

所は、小規模性が認められない緊急工事について、緊急施工により実施されたい。

(南多摩西部建設事務所)

(表14) 法面の復旧にかかる指示状況

指示番号	指示日	指示期限	指示内容	指示金額
8	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部№1の土砂等の撤去	2,618,387
9	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部№1への土の設置	2,320,898
10	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部№2の土砂等の撤去	2,959,450
11	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部№2への土の設置	2,713,825
合 計				10,612,560

(単位:円)

(5) 動物死体の一時保管場所からの回収について区に要請すべきもの

都道上の動物死体の処理について、23区内においては、都と各区との間で「東京都知事が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定」(以下「本協定」という。)を締結している。

本協定では、各区の処理窓口である清掃事務所の開庁時間内における動物死体処理について、都道から回収して保管するまでを各区が行い、その経費を都が各区に負担金として支払うこととなっている。

一方、清掃事務所が開庁している夜間又は休日の取扱いについては、本協定とは別に協定を締結し、回収を行っている区もあるが、表15の14区では、清掃事務所開庁時の協定を締結して

いない状況となっている。

ところで、清掃事務所開庁時の動物死体処理について、第五建設事務所の事例を見たところ、所の管轄のうち、協定を締結していない墨田区(夜間及び休日)、江戸川区(夜間)では、所が契約している道路波濺委託の受託者に対し、①動物死体の回収、②清掃事務所が開庁するまでの一時保管、③清掃事務所への運搬を指示している。

この指示のうち、③の清掃事務所への運搬について、所は、平成26年度中、表16のとおり、監査日(平成26.3.4)まで4回、受託者に指示しており、その指示内容はいずれも清掃事務所の開庁時間内に行うものであることが認められた。

しかしながら、清掃事務所の開庁時間内における動物死体の回収は、本協定により区が行う業務であることから、所は区に対し、清掃事務所開庁時に動物死体を回収・一時保管している受託者から回収するよう依頼すれば、受託者が清掃事務所へ運搬する必要がなくなり、当該単価契約の経費を節減できる。

このため、本協定の所管である道路管理部は、清掃事務所開庁時の取扱いについて協定を締結していない区に対し、都の一時保管場所から回収を行うよう要請する必要がある。

所は、各区に対して、動物死体の一時保管場所からの回収について要請されたい。

(道路管理部)

(表15) 清掃事務所開庁時の動物死体処理について協定を締結していない区

夜間及び休日	中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、練馬区
夜間	目黒区、江戸川区

(表16) 清掃事務所への運搬を単価契約で指示した事例

場 所	指示日	工種内容	数量	単 価	金 額
三ツ目通り(墨田区)	平成26.4.13	道路調査工 (作業車2台・トラックス2台)	1.0	18,300	18,300
薬七通り(江戸川区)	平成26.5.23	〃	1.0	18,300	18,300
蔵前橋通り(江戸川区)	平成26.8.11	〃	1.0	18,180	18,180
蔵前橋通り(墨田区)	平成26.12.21	〃	1.0	21,850	21,850
小 計					76,630
消費税					6,130
合 計					82,760

(注) 単価が異なるのは、それぞれ別の契約であるためである。

(単位:時間、円)

港 湾 局

- 1 指図書事項
(重点監査項目)
(歳出)
- (1) 施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの
港湾局は、客船ターミナルの管理運営について、東京都港湾管理条例(平成16年東京都条例第93号)に基づき、表1のとおり、指定管理者に運営を行わせている。
このうち、施設維持管理業務について、指定管理者は、表1の項番1及び2の協定に基づく管理運営基準において、施設の維持管理に必要な工事のうち、日常的なものや建物の安全管理のための補修・修繕・工事を施工することとされている。
また、指定管理者は、協定に基づき、施設ごとの利用状況及び管理状況等を毎月報告し、都の確認を受けることとされており、都は、履行の完了を確認できないときには、再履行を命ずることができるとしている。
- ところで、指定管理者から東京港管理事務所に提出されている施設維持管理に係る毎月の業務実施報告書(以下「業務報告書」という。)を見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。
- ア 各客船ターミナルの施設の点検保守について、所は、指定管理者から表2のとおり、施設の不良状態及び見積書手配等の報告を受けている。しかしながら、所は、これ以後、指定管理者から修理状況の報告がなにもかかわらず、状況確認を行っていない。
 - イ 竹芝客船ターミナルの樹木管理について、協定第5条に基づく管理運営基準で、指定管理者は枯損木や出れ枝を早期に発見し、除去を行うと規定されている。しかしながら、9月分業務報告書で報告のあった枯損木7本について、3月分業務報告書でも「枯損木1本(9月分再掲)」と報告されているが、所は、この間の処理状況の報告がなにもかかわらず、状況確認及び指示を行っていない。
 - ウ 晴海客船ターミナルのボーズイングブリッジの点検について、中間保守点検整備及び総合保守点検整備をそれぞれ年1回実施することとしているが、点検内容、点検結果の報告がなにもかかわらず、実施状況を確認していない。
 - エ 晴海、有明、青海各客船ターミナルの緑地管理等について、表3のとおり業務を行うこととしているが、実施日、施工内容、実施結果等の報告がなにもかかわらず、実施状況を確認していない。
- 所は、指定管理者に対し施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行わねばならない。
- (東京港管理事務所)

(表1) 客船ターミナルの指定管理の状況

項番	協定名	26年度委託料	指定管理期間	指定管理者	対象施設
1	客船ターミナル施設の管理に関する基本協定	266,448,000	平成23.4.1 ～平成28.3.31	東京港埠頭株式会社	晴海、有明、青海客船ターミナル
2	竹芝客船ターミナル施設の管理に関する基本協定	266,254,000	平成23.4.1 ～平成28.3.31	東京港埠頭・「ライブ・ペナクラー」ホール	竹芝客船ターミナル

(注) 委託料は、基本協定に基づく客船ターミナル施設の管理に要する費用に関する協定により、毎年度定められている。

(表2) 修理結果が確認できない事例

客船名	点検日	点検保守の種別	点検結果・措置状況の記載内容	監査時に判明した修理状況(全て報告なし)
晴海	平成26.9.5	ホトピア設備	エゾソバに異音1か所、電気錠動作不良1か所(見積書手配中)	未改善
	平成27.3.13	監視カメラ設備	モーター、カメラ、ビデオカメラ不良(見積書手配中)	未改善
	平成26.11.13	監視制御設備	加湿器噴霧不良3台、加湿器給水不良2台、加湿器不良2台、加湿給水弁不良4台、加湿水パンプ配管腐食1台(見積書手配中)	平成27.3.4修理
晴海	平成26.12.9	送排風機	電動機異音6台、振動・羽がブラス不良5台、キャパシタ破れ2台、吊り金具外れ1台、現状維持で運転中(見積書手配中)	平成27.2.20一部修理
	平成26.12.10		発券機・精算機ともに搬送部に劣化、出口ゲートパッド先端部に亀裂あり、交換を検討中(見積書手配中)	平成27.2.20修理
有明	平成26.9	受水槽一括警報発生ごみ管路システム	No.2湧水ポンプのブローアウトのため早急な修理が必要(見積書提出済)	平成27.1.28修理
	平成26.12.5		一次貯留部ごみパンプ動作不良、交換予定(見積書手配中)	未改善
	平成27.2.24	ホトピア設備	1階防波扉無停電電源装置パナソニック電圧低下、要交換を連絡(見積書手配中) 排煙窓開閉不良2面(見積書提出済)	未改善
青海	平成26.9.9	防災設備		平成27.3.20修理

(表3) 緑地管理等業務の内容及び業務報告書記載状況

カーブ名	作業内容	作業回数	業務報告書記載状況
暗海	芝生地管理	芝生地 年3～6回	実施日、結果の記載なし
	植込地管理	中木 年1回	
		低木 年2回	
		低木 年1回	
有明	芝生地管理	植込地 年2～4回	
		芝生地 年2～4回	
	植込地管理	中木 年1回	
		低木 年2回	
青海	植込地管理	芝生地 年2～4回	
		中木 年1回	
		低木 年1～2回	
		特殊樹木 年1～2回	
		植込地 年2～4回	

交 通 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の種算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

ところで、予定価格に関する工事の積算内容の情報管理について見たところ、車両電氣部、電氣総合管理所及び新宿線電氣管理所では、電氣通信設備工事等の設計内訳書の作成に当たり、表計算ソフトを使用し、積算内容が記録されたデータを、局が共有するネットワーク内にある、係のフォルダに保管しており、建設工務部では、土木工事の設計内訳書の作成に当たり、土木積算システムを使用し、積算内容が記録されたデータを、局が共有するネットワーク内にある、係のフォルダに保管している。

交通局のネットワークは、本庁各部においては、本局ネットワーク内に組織階層と同様のフォルダがあり、原則として所属課以外の課のフォルダを閲覧することはできない。(例外的に車両電氣部では、電力課と信号通信課は相互に閲覧ができる。) また、出先事業所においては、庁舎間ネットワーク又は事業所ネットワーク内に組織階層と同様のフォルダがあり、所属所以外のフォルダは閲覧できない。

そこで、車両電氣部、電氣総合管理所及び新宿線電氣管理所のフォルダの管理状況について見たところ、課内又は所内の設計担当者以外の者が、建設工務部については係内の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。

このことは、積算内容等の情報管理として適切でない。
各所及び各所は、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われない。

(車両電氣部)

(建設工務部)

(電氣総合管理所)

(新宿線電氣管理所)

(収入)
(2) バス事業の運賃収入の管理について

交通局は、営業キロ743.7km、131系統の路線を運行する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「バス事業」という)を行っており、20の自動車営業所、支所等(以下「自動車営業所」という)において、運行管理、料金等の収入管理、窓口での券類の販売、一般乗合旅客自動車(以下「バス」という)の点検・修理などの業務を行っている。

一般にバス事業において、車内で旅客が料金を現金で直接支払う場合には、料金の支払方法や金額別に旅客の人数などを記録する方法がなく、あるべき料金収入の額を算出することができない。このため、あるべき料金収入の額と実際に受け取った現金の額(以下「現金有り高」という。)とを突き合わせることで収受した現金を漏れなく収入しているかを確認することができない。

そこで、自動車部では、料金を計数して収受する自動料金収納機(以下「料金機」という。)及び料金機の下部に挿入し、計数の結果と収受した現金等を収納する料金箱をバスに備え付けて料金を収受するとともに、自動車営業所に、料金箱に収納された計数データと現金等を回収する自動料金精算装置(以下「精算機」という。)を設置し、これらにより料金収入の管理を行っている(各機器のイメージは写真1のとおり)。

部は、平成25年度から平成26年度にかけて、「自動料金収納機及び自動料金精算装置の買入れ札」(契約日:平成24年11月1日、契約金額:10億65万円、履行期限:平成26年9月26日)により、1,458台のバスに設置していた料金機及び20か所の自動車営業所に設置していた精算機等を更新するとともに、料金箱収入の金額など精算機のデータを、部が従前からバス事業の収入等を管理している事務管理システムに送信するため、精算機を事務管理システムに接続している。

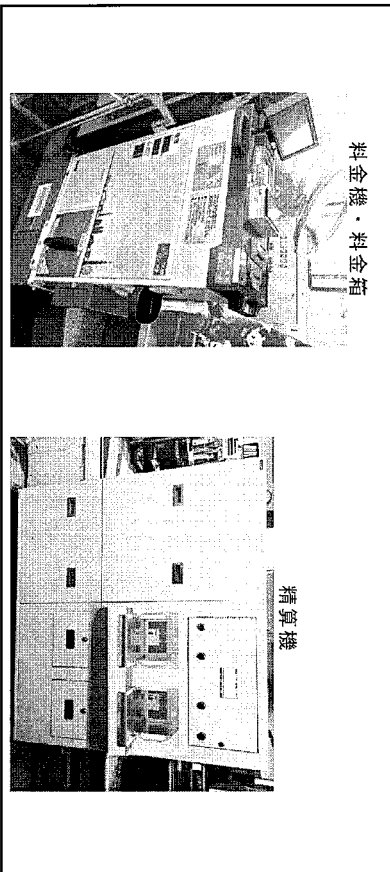
更新に当たり、部は、あるべき料金収入の額と現金有り高との突合により料金収入を管理できないため、表1のとおり、乗客が料金機に運賃を投入してから精算機で回収し金融機関に納めるまでの間、乗務員及び自動車営業所職員が直接現金を取り扱わない仕組み(以下「自動精算」という。)とした。

しかし、乗客への返金や料金機へのつり銭補充など、乗務員及び自動車営業所職員(以下「乗務員等」という。)がやむを得ず直接現金を取り扱う場合がある。その場合には乱用を防止し、ひいては事件・事故なく現金の管理を行えるよう、その事情と処理経過を明確に記録するとともに、精算機等の出力帳票等を活用して客観的な検証を行える仕組みとすべきであり、これらの業務手順を明確に定めておく必要がある。

また、定めがあっても趣旨に沿って運用を徹底しなければ、料金機に投入された現金を漏れなく収入している保証がなくなることとなる。そのため、部は、料金機の更新に当たり、乗客への返金や料金機へのつり銭補充などについて、精算機等の出力帳票の内容を変更するなど、管理体制の見直しも行っている。

そこで、自動車営業所において、乗務員等が直接現金を取り扱った場合について見たところ、次のとおり、各種の管理用帳票を見ても、どのように取り扱ったかが明らかでない収入現金等が見受けられた。

(写真1) 料金機等のイメージ



(表1) 料金収入に係る自動精算の手順

場所	時点	処理内容
バス	営業運行中	① 料金投入 乗客が料金を投入すると料金機が現金を計数し、必要な場合はつり銭を排出 ・料金機は投入された硬貨を、つり銭準備金が定数に足りない場合にはつり銭準備金収納部に、足りている場合には料金箱に収納 ・投入された札は料金箱に収納 ・投入された料金の額などを料金箱のメモリに保存
	営業運行を終了して帰庫した時	② 精算 料金機から料金箱を取り外す ・料金箱は料金機から取り外す時に自動的に施錠 ・料金機から取り外した料金箱を精算機にセット ・精算機が料金箱を自動で開錠 ・精算機が自動で現金をコンテナに収納 ・料金機が計数した運賃収入等のデータを精算機付属の端末に転送
自動車営業所	1日の営業終了後	③ 締切り ・精算機は料金機に投入された現金の金額別数量、つり銭準備金が不足して補充した場合の金額別数量、返金ボタンの使用状況等を帳票「金額別集計表」 「金庫別集計表」等に出力
	コンテナ回収後	④ 納金 現金を収納したコンテナは精算機から取り外し、金融機関に引渡し ・コンテナは精算機から取り外す時に自動的に施錠
金融機関	コンテナ回収後	

ア 料金機の故障により取り出した現金の取扱いを明確に定めるべきもの

自動車部では、毎日、つり銭準備金を一定額用意して袋（以下「赤バッグ」という。）に入れ、銀行から自動車営業所に送らせている。自動車営業所では、料金機内部のつり銭が不足した場合につり銭準備金を用いて補充し、翌日、残ったつり銭準備金に、自動精算できなかった現金を合わせて袋（以下「緑バッグ」という。）に入れ、銀行に納付している。

「一般乗合旅客自動車車の運賃及び乗車券取扱要領」（平成17年4月、交通局自動車部。以下「要領」という。）では、表2の場合に、「金種別表（別表）」に金額と事由を記載の上、収入に追加すると定めている。部は、この趣旨は、自動精算できなかった現金はすべて「金種別表（別表）」に記載して緑バッグに入れることであるとしている。「金種別表（別表）」とは緑バッグの金額・内訳を記録するための様式であることから、これに記載された現金は緑バッグによる納付が確保できることとなる。

ところで、自動車営業所で、バスの点検や修理について記録する「車両整備日報」を見たところ、料金機を修理して詰まった紙幣や硬貨を取り出している場合が認められた。この現金は自動精算できない料金収入であるから、本来、要領の趣旨から、「金種別表（別表）」に金額と事由を記載の上、追加収入として緑バッグに入れなければならない。

しかしながら、「車両整備日報」で料金機から取り出したとしていた現金について「金種別表（別表）」を見たところ、表3のとおり、「金種別表（別表）」に記載しておらず、収入されることが確認できない事例があった。

一方で、杉並支所では全件、他の営業所でも一部を「金種別表（別表）」に記載しており、自動車営業所や担当によって、料金機から取り出した現金の取扱いが異なっている状況が見受けられる。

これは、要領では、料金機から取り出した現金も含め、自動精算できなかった現金はすべて緑バッグに入れると明記されていないため、その取扱いについての認識が自動車営業所に徹底されていないことによるものである。

部は、料金機の故障により現金を取り出した場合など、自動精算できなかったすべての現金につき、「金種別表（別表）」に記載の上、緑バッグに収めて銀行に納付するよう、取扱いを明確に定められたい。

（表2）要領による「追加収入」の定め

1	料金機の硬貨投入口への紙幣の誤投入等により、自動精算できない料金収入があったとき
2	料金箱の故障等により、自動精算することができなかったとき
3	不正乗車による徴収運賃があったとき
4	その他料金箱収入に追加しなければならぬとき

（自動車部）

（表3）車両整備日報及び金種別表（別表）の記載状況

年月日	車両整備日報に記載された車両系 の取扱金額（円）	金種別表（別表）に追加収入として 記載された金額（円）
小滝橋自動車営業所 杉並支所		
平成26年5月10日	4,000	4,000
平成26年5月12日	6,200	6,200
平成26年9月30日	1,000	1,000
平成26年11月1日	1,000	4,740
平成26年11月11日	3,740	1,000
平成26年11月17日	1,000	1,000
平成26年1月8日	1,000	1,000
早稲田自動車営業所 青梅支所		
平成26年5月7日	1,010	記載なし
平成26年8月25日	3,000	記載なし
平成26年9月1日	1,000	記載なし
平成26年12月5日	1,000	記載なし
平成26年12月7日	1,000	記載なし
平成27年1月22日	730	記載なし
平成27年2月12日	1,000	記載なし
小滝橋自動車営業所		
平成26年4月5日	1,790	記載なし
平成26年5月1日	1,000	1,000
平成26年7月30日	10	記載なし
平成26年11月12日	1,130	記載なし
平成26年11月16日	1,450	記載なし
平成26年11月28日	1,000	記載なし
平成26年12月10日	10	記載なし
平成26年12月11日	500	記載なし
平成26年12月23日	1,000	1,000
平成27年1月20日	10,000	10,000
平成27年1月28日	149	149
千住自動車営業所		
平成26年6月2日	不明（札詰まり）	1,000
平成26年6月11日	1,480	100
平成26年6月15日	1,890	記載なし
平成26年7月17日	不明（500円詰まり）	記載なし
平成26年10月17日	370	記載なし
平成27年2月9日	不明（札詰まり）	記載なし
平成27年3月18日	不明（札除去）	記載なし
江戸川自動車営業所臨海支所		
平成27年1月7日	1,000	記載なし
平成27年1月17日	1	記載なし
平成27年3月12日	5	記載なし
北営業所		
平成27年2月14日	170	記載なし
北営業所練馬支所		
平成27年1月9日	10	記載なし
平成27年3月13日	1,000	記載なし

イ 料金機修理の際車両係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの

車両係が料金機の修理をした際、「車両整備日報」に詰まった現金を取り出したと記載されていない場合について、「金種別表(別表)」の処理を併せて見たところ、表4のとおり、適切でない事例が見受けられた。

①の事例については、部は、修理の際、料金機内のつり銭収納部からつり銭準備金を取り出した場合であるとしている。しかしながら、小滝橋自動車営業所の4月28日、3月25日のとおり、料金機内に補充するつり銭準備金の上限額14,400円を超えている場合は、緑バッグに入れるべき現金が含まれているものと推定される。このことから、「車両整備日報」に記載された取扱金額は、すべて取り出したつり銭準備金であり料金機内のつり銭収納部に戻すべきか、詰まった現金が含まれており緑バッグに入れるべきか、①のいずれの事例においても不明である。

②の事例については、紙幣の詰まりによる故障であるとして、乗務員が「作業伝票」により車両係に修理を依頼しているものの、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないため、取り出した現金の有無が明らかでない。

③の事例については、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないが、「金種別表(別表)」には追加収入として記載があり、修理の際の取扱額と照合することができない。これらの事例はすべて、「車両整備日報」に、取り扱った現金の有無も含めた金額・金種、及び料金機に詰まった現金かつり銭準備金かの区別が明記されていないため、金額・方法ともに適正な処理がなされたことの確認ができない。

このことは、料金機修理の際に、車両係が「車両整備日報」に記載すべき事項について定めがないことによるものである。

部は、車両係が取り扱った現金の額、金種及び料金機に詰まった現金かつり銭準備金かの区別など、料金機修理の際「車両整備日報」に記載すべき事項について具体的に定められたい。

(自動車部)

(表4) 車両整備日報及び金種別表(別表)の記載状況

区分	日付	車両整備日報に記載された車両係の取扱金額(円)	金種別表(別表)に追加収入として記載された金額(円)
①	早稲田自動車営業所 青梅支所	14,250	記載なし
	7月6日		記載なし
	3月10日	13,670	記載なし
	小滝橋自動車営業所		
	4月4日	13,990	記載なし
	4月28日	14,750	記載なし
	5月12日	14,360	記載なし
	6月17日	13,840	記載なし
	7月11日	12,360	記載なし
	8月19日	13,540	記載なし
3月25日	14,450	記載なし	
②	江戸川自動車営業所臨海支所		
	3月6日	現金の取扱いについて記載なし	記載なし
	北営業所練馬支所		
③	2月21日	現金の取扱いについて記載なし	記載なし
	小滝橋自動車営業所		
	5月1日	現金の取扱いについて記載なし	10(定期整備時回収)
	7月30日	現金の取扱いについて記載なし	100(定期整備時回収)
	3月26日	現金の取扱いについて記載なし	100(定期整備時回収)
千住自動車営業所			
6月15日	現金の取扱いについて記載なし	210	

ウ 料金機の修理の際に立会いの記録を行うべきもの

「車両整備マニュアル」(平成17年4月、交通局自動車部)では、故障した料金機の修理等で直接現金を取り扱う場合は、①修理時に取り扱う当該の現金の確認を行い、「車両整備日報」に記録すること、②修理後に整備者以外の者が確認を行うこと、③整備者及び立会者を記録すること、④記録した「車両整備日報」は所で決裁し保存すること、を定めている。

しかしながら、江戸川自動車営業所臨海支所において、表3の1月17日については立会者名が、表4の3月6日については立会いがなされた事実が、「車両整備日報」に記録されていない。

料金機の修理において現金を取り扱う場合には、現金の処理について捜査人で確認したこと証するため、立会いがなされた事実及び立会者名を記録する必要がある。

所は、料金機修理において現金を取り扱う際、「車両整備日報」等に立会いの記録を行われない。

(江戸川自動車営業所)

エ 料金機修繕等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの
千住自動車営業所外3所は、表5のとおり、料金機の故障修理等のために車両係が料金機の筐体を開けて、修繕又は点検を行っている。

また、これらの自動車営業所は、表6のとおり、車両の定期的な点検を月に1回行っているが、その際にも料金機の筐体を開けて、内部の各ユニットの点検を行っている。ところで、料金機は、表7のとおり、最大で14,400円のつり銭準備金を収納する仕様となっており、料金機の筐体を開けると、つり銭準備金用の現金を直接取り扱うことができるようになる。

しかしながら、自動車部は、点検の前後において、料金機が計数しているはずのつり銭準備金の額を確認する手続を具体的に定めておらず、適切でない。

その結果、平成26年度において、4所合計で延べ2,576台のバスについて故障修理等及び定期点検を行い、金額の確認をしないまま、最大で3,709万4,400円のつり銭準備金を取り扱うことができる状況となっている。

部は、料金機の点検・修繕や、バスの定期点検を行うに当たり、料金機に収納されているつり銭準備金の取扱いについて具体的に定められたい。

(自動車部)

(表5) 不具合により車庫で故障修理・点検した料金機の延べ台数

(単位：台)

営業所・支所名称	整理券の詰まり	一日券の差券詰まり	札の詰まり	硬貨の詰まり	その他	計
青橋	68	19	5	11	11	114
千住	0	20	3	6	26	55
小滝橋	0	0	3	5	93	107
杉並	1	2	6	0	23	32
計	69	44	19	23	153	308

(表6) 1か月ごとの定期点検の回数

(単位：台、月、回)

営業所・支所名称	在籍車両数	月数	年間整備回数
青橋	29	12	348
小滝橋	52	12	624
杉並	43	12	516
千住	65	12	780
計	189		2,268

(表7) 硬貨払出部に収納されるつり銭準備金

(単位：枚、円)

金種	最大収納枚数	最大収納時の金額
100円硬貨	100	10,000
50円硬貨	40	2,000
10円硬貨	240	2,400
計	—	14,400

オ 返金ボタン使用時の返金理由を明確にすべきもの
料金機には、返金する機能が設けられており、乗客が現金を誤投入した場合にこれを返却するためなどに利用する。

この機能は、乗務員が現金を直接取り扱う場合の一つに当たり、これを適正に使用しなければ、料金機に投入された現金を漏れなく収入している保証がなくなることとなる。

自動車営業所においては、乗務員が返金ボタンを操作して料金機から現金を排出した場合、次の手順により返金ボタンの操作について事情や処理経過等を確認している。

① 自動車営業所の運輸係職員が営業所に帰庫した乗務員から返金理由を聞き取って「現金等取扱い報告書」に記載する。

② 1日の営業運行の終了後に、精算機が料金箱から回収した運賃等の計数データを一覧として出力する「金庫別精算集計表」に表示されている「返金回数」と「現金等取扱い報告書」とを相互に参照して確認する。

ところで、料金機の仕様を見ると、表8のとおり、乗客が1,000円を誤投入した場合に1,000円を返金する操作を行うはずがないにもかかわらず、表9のとおり、ICチャージキャンセルのためとして1,000円を返金している事例が認められた。

自動車営業所では、乗務員から合理的でない返金理由が報告された場合には、その報告内容を検証する必要があるところ、小滝橋及び千住自動車営業所では、これを行っていなかった。

このことについて、自動車部は、要領により、返金ボタン操作時の確認について、返金理由等を乗務員から聴取のうえ、「現金等取扱い報告書」に記載することと定めているものの、返金理由等が合理的でないものについて検証を行うよう具体的に指導していない。

部は、各所が乗務員の返金操作に係る報告内容の合理性を検証するよう指導を徹底されたい。
(自動車部)

(表8) 千円札を投入した場合の料金機の操作

特段の操作を行わないまま千円札を投入した場合	料金210円を差し引き790円のつり銭を排出する。
1日乗車券等を料金機で発行する場合	千円から1日乗車券等の金額を差し引いた金額のつり銭を排出する。
ICカード方式の公共交通機関共通乗車カード(PASMO等)に千円をチャージする場合	チャージ設定後に千円札を投入すると、キャンセルすることができない。

(表9) 現金等取扱い報告書記載事例

年月日	営業所名	車両	返金額(円)	返金理由
平成26年7月3日	千住	N331	1,000	ICチャージキャンセル
平成26年6月13日	小滝橋	H229	1,000	チャージ設定中誤投入